

財政健全化判断比率などをお知らせします

財政健全化基準を すべての項目でクリア

財政健全化法に基づき、町議会9月会議に報告した平成28年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率の状況をお知らせします。

		算出の対象となる会計などの範囲						
矢 巾 町	一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (※1)
	公営事業会計	一般会計等に属する特別会計(普通会計)	矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計(保留地に係る事業を除く)					
		特別会計	公営企業に係るもの以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計				
		公営企業会計	法適用企業	水道事業会計 下水道事業会計				
		法非適用企業	矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計(保留地に係る事業)					
		一部事務組合…岩手県後期高齢者医療広域連合、盛岡地区広域消防組合、岩手県市町村総合事務組合、紫波・稗貫衛生処理組合、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、矢櫃山造林一部事務組合						
		第三セクター…矢巾観光開発株式会社						

矢巾町の比率 (28年度決算)		— (該当なし)	— (該当なし)	14.3%	123.2%	— (該当なし)
	早期健全化基準 (※2) (自主的な改善努力による財政健全化)	14.30%以上 20.00%未満	19.30%以上 30.00%未満	25%以上 35%未満	350%以上	20%以上
	財政再生基準 (国などの関与による財政健全化)	20%以上	30%以上	35%以上		

(※1) 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。

(※2) 早期健全化基準は、実質赤字比率が11.25～15.00%、連結実質赤字比率が16.25～20.00%の範囲内で地方公共団体の財政規模により決定します。平成28年度の矢巾町の財政規模からは、実質赤字比率が14.26%未満、連結実質赤字比率が19.26%未満であれば早期健全化基準に該当しません。

◆財政健全化法の概要

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目指すとして平成19年に制定され、平成21年4月に施行されました。

これにより、地方公共団体には次の事柄が義務付けられました。

- ①健全化判断比率等の議会への報告、公表
- ②健全化判断比率などが基準以上となった場合、財政の早期健全化、公営企業の経営の健全化、あるいは財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定・公表・外部監査の要求

◆算定の対象

健全化判断比率などの算定は、一般会計などの普通会計だけでなく、町の財政運営に影響を及ぼす公営事業会計、一部事務組合、第三セクターなどへの財政負担も対象となります。

矢巾町においては、右ページの図に示すように、一般会計とすべての特別会計、盛岡・紫波地区環境施設組合をはじめとする加入一部事務組合、矢巾観光開発株式会社などがその対象です。

◆健全化判断比率の基準

財政健全化法では、「健全」「早期健全化」「財政再建」の3段階で財政の状況をチェックするとともに、算定の対象となる特別会計なども合わせた連結決算によって財政状況を明らかにします。

健全化判断比率には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つがあります。各比率を算定する基となる会計の対象範囲、各段階の数値基準は右ページの図のとおりです。

①実質赤字比率 なし

実質赤字比率は一般会計と、一般会計などに属する特別会計で算定されますが、歳入が歳出を約3億8千万円上回り、29年度への繰り越しや基金への積み立てなどの予算を確保できました。

この決算には、収入不足を補うために翌年度の税金などを充てることや、支払いの繰り延べなどといった、いわゆる赤字に相当するものはありません。

このため、町の実質的な赤字を示す比率はなく、財政状況は黒字ということが分かります。

②連結実質赤字比率 なし

町の一般会計、特別会計、

公営企業会計は歳入と歳出の決算額から分かるように、いずれも歳出額に対して歳入額が多いため結果として健全な財政運営を行っているといえます。このことから連結して赤字比率を算定する場合でも、比率がなく黒字の状況となっています。

③実質公債費比率 14・3%

28年度決算の実質公債費比率は、27年度決算に比べて0・6%改善し、14・3%となりました。

一般会計などが負担する借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

④将来負担比率 123・2%

27年度決算時に186・5%だった将来負担比率は、28年度決算では矢幅駅周辺土地区画整理事業の維持管理費に関する債務負担行為に基づく支出予定額を見直したことから、前年度を63・3%下回りました。

が、一般的に公債費やこれに準じる経費は、削減したり先送りしたりすることができない、いわゆる義務的な経費であり、この比率が高まると、財政の弾力性が低下します。今後数年は14%台で推移すると見込まれますが、引き続き事業の圧縮や効率化に努めてまいります。

⑤資金不足比率 なし

公営企業における資金不足比率は、その公営企業の事業規模に対して、資金不足の割合がどの程度あるかを示すものです。

町の公営企業はいずれも黒字決算で、資金不足はないので、資金不足比率もありません。

◆おわりに

町の28年度決算に基づく健全化判断比率などは、いずれも早期健全化基準を下回っており、現状では健全な財政運営がなされているといえます。

しかし、健全化判断比率などはあくまで法定の指標であり、早期健全化基準を下回っていれば、財政運営上問題がないということではなく、他の財政指標も含め、総合的に財政状況を分析し、安定した財政基盤を確立する必要があります。

町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、一層の財政健全化の推進に努めてまいります。

◆町債・企業債残高の推移見込み

年度	一般会計等	公営企業会計	合計
28	114億7,178万円	85億9,686万円	200億6,864万円
29	116億1,085万円	87億9,074万円	202億 159万円
30	112億2,688万円	91億2,480万円	203億5,168万円
31	104億9,392万円	86億8,147万円	191億7,539万円
32	97億3,710万円	82億9,791万円	180億3,501万円

◆実質公債費比率の推移見込み

